二宮町記者発表資料

令和８年 11 月 27 日　14:00

印鑑登録証明書の紛失について

狭あい道路整備事業に伴う土地の所有権移転手続のため、土地所有者から提出を受けた印鑑登録証明書１通を紛失したことが判明しました。

個人情報を含む大切な書類をお預かりしながら適切に管理できなかったこと、並びに事務処理に遅延を生じさせたことで、土地所有者の方にご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、現時点で、当該印鑑登録証明書の第三者による不正利用等の被害は確認されておりません。

今後、当該事務における書類の取扱方法を見直し、再発防止に取り組んでまいります。

１　経緯

・令和７年 10 月 16 日、狭あい道路整備事業に伴う土地の所有権移転手続のため、土地所有者から印鑑登録証明書の提出を受けました。

・令和８年 10 月５日、所有権移転に係る事務を進める中で、当該印鑑登録証明書の所在が確認できないことが判明しました。

・判明後、執務室内の書庫、机、関係書類等を確認するとともに、関係職員への聞き取りを行いましたが、現在まで発見には至っていないことから、誤廃棄した可能性が高いものと考えています。

また、土地所有者に対しては、本件の経緯及び現在の状況を説明し、謝罪しました。

２　紛失した個人情報

印鑑登録証明書　１名分

記載されている個人情報

・氏名　・住所　・生年月日　・登録印鑑の印影

３　原因

書類は所定の方法で保管・管理していましたが、担当者の不注意により十分な管理がなされず、誤廃棄したものと考えています。

４　再発防止策

担当者に対し、書類の取扱いについて改めて注意を促すとともに、全職員に個人情報を含む重要書類の取扱い及び管理徹底について周知し、再発防止に努めます。

都市部都市整備課　課長　楠田　光孝　　☎0463-71-5956

